

平成 30 年 6 月 18 日には、大阪北部地震が発生し、通常起こり得るやや大きめの規模の災害である被害を府下 21 市町村受けた。また、平成 30 年 9 月 4 日には強力な台風 21 号が、平成 30 年 9 月 30 日には台風 24 号が上陸し、大阪府南部の自治体が相当の被害を被った。(公社)大阪府産業資源循環協会では、大阪府及び府下市町村(複数)からの災害廃棄物処理の支援等の協力に関する相談・協議が相次いだ。その中で、協議が整った被害市町村から大阪府を通じての依頼文を受けて、本協会「災害時復旧活動協力規程」により災害廃棄物処理契約を締結し、災害廃棄物処理事業を実施している。

(公社)大阪府産業資源循環協会における大阪府北部地震・台風 21・24 号の対応について

I 本協会による災害廃棄物事業実施の根拠と経過等について

1. 災害廃棄物処理の支援等の事業については、定款（法人の事業又は目的）第 4 条（4）に記載している。
2. 本協会には、平成 18 年 3 月 27 日に大阪府（甲）と本協会（乙）との間で締結した「地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」（毎年自動更新）が存在していた。
3. 同上協定に基づき作成された平成 29 年 4 月 3 日付大阪府環境農林水産部循環型社会推進室長から本協会会長あて文書「貴協会会員所有の施設等に関する情報提供について（依頼）」を受理し、平成 29 年 8 月 8 日（火）から平成 29 年 9 月 29 日（金）の間、本協会会員を対象に資機材の調査を実施し、平成 29 年 11 月 14 日付本協会会長から大阪府環境農林水産部循環型社会推進室長あてに「本協会会員所有の施設等に関する情報提供について（回答）」を送付した。
4. 平成 27 年度からは、近畿地方環境事務所から毎年「大規模災害発生時における災害廃棄物対策」に関する自治体及び産廃協会等への一連の啓発・指導があり、各自治体の災害廃棄物対策が進行する中、平成 29 年 10 月 12 日には、大阪市と本協会との間で「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書」（毎年自動更新）締結した。平成 30 年 4 月 12 日には堺市と、平成 30 年 5 月 28 日には泉佐野市と、本協会との間で災害廃棄物処理等に関する協定書（毎年自動更新）などを締結した。

これら協定書の締結に伴い、平成 29 年 3 月に策定された「大阪府災害廃棄物処理計画」及び「大阪市域における災害廃棄物処理等協力マニュアル」を参考に、本協会の災害時に発生する廃棄物の処理等及び応急措置に係る協力活動に関する必要な事項を定めた「災害時復旧活動協力規程」を作成し、平成 30 年 4 月 1 日に施行した。

5. 平成 30 年 6 月 18 日大阪北部地震が発生し、同年 7 月初旬から上記協定書等に基づき大阪府及び府下府外市町村（複数）から災害廃棄物処理の支援等の協力に関する相談・協議が相次いだ。その中で、協議が整った被害市町村から大阪府を通じての依頼文を受けて、本協会「災害時復旧活動協力規程」により本協会が中心となって災害廃棄物処理契約を締結し、災害廃棄物処理事業を実施している。また、同処理事業を継続中に台風 21 号が平成 30 年 9 月 4 日に、平成 30 年 9 月 30 日に台風 24 号が相次いで日本に上陸し、大阪府の南部に位置する自治体が相当の被害を被ったため、北部地震同様に災害廃棄物処理に関する相談・協議を行い、協議の整った一部の被害市町村の災害廃棄物の処理を実施している。（別紙 1 参照）

II 災害廃棄物処理事業の概要について（別紙 2 参照）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、一般廃棄物処理の手続きを簡素化するため非常災害時の特例を定めている。本協会は、災害廃棄物処理を一般廃棄物としての処理を行うため、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準に従い、大阪府担当課・当該市町村担当課と災害廃棄物の品目・量、必要機材・人員、処分方法、作業期間、必要経費の計算、料金（収集運

搬、中間処理、最終処分、人、事務費)、仮置場の整備などについて、当該自治体と相談・協議する。本協会と協議が整った自治体に対しては、当該自治体から大阪府を通じて依頼文を受け、本協会から見積書の提出を行った。

2. 次に、本協会は、当該市町村の予算の確保など関係先との合議を確認したうえで、契約書(随意契約・単価契約)の締結を行う。その際には、出動会員企業は、本業務に係る委託料の請求及び受領について本協会へ委任する旨の委任状を発注者(市町村長)に提出する。

3. 本協会は、平成29年度実施の会員向け資機材の調査結果に基づき、協力可否の調査を行い、出動可能な会員対象の説明会を開催して出動会員を特定し、それらの提供可能な資機材・人員を把握する。また、人員配置・使用機材等を確認し、車検証・運転免許証等の必要書類を発注者及び関係先(廃棄物の搬入先など)に送付し、契約書(仕様書含む。)を締結した後、その契約書内容に応じて仮置場の管理・収集運搬・中間処理・最終処分などの業務を行う。

なお、出動会員の中間処理及び最終処分業者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置に従い、所定の必要な手続きを行う。

4. 本協会は、当該契約事業の次の事務を行う。当該作業の配車計画等に基づき、作業日ごとの指示を行うほか、積降時の写真の確認、処分施設での受領書の確認、発注者等への報告などを行い、毎月ごとに出動結果一覧表、収運・積込・中間処理状況等の取りまとめを行い、支払い関係書類を作成する。また、これら支払い関係書類を当該市町村に業務完了報告書とともに提出し、費用請求する。当該市町村から支払われた費用を同上関係書類に基づき出動会員企業に分配する。

5. 本協会は、事務費用として直接工費(消費税を除く)の5%を収入する。

Ⅲ 平成30年度災害廃棄物処理事業の概要(別紙3参照)

1. 大阪北部地震災害廃棄物の処理状況(概要)

平成30年8月10日:本協会災害対策本部会議及び北大阪支部説明会開催、同年8月21日:北大阪支部会議開催。

高槻市:①実施期間平成30年7月25日、②実施会員数 収集運搬2社③処分実績量(フェニックス分除く)30.55t、④本協会収入額:20,578円、茨木市(継続中):①30年8月20日~31年3月31日、②収集運搬8社、中間処理2社、処分1社、③約4,000t(見込)、④6,200,000円(見込)、豊中市:①30年9月25日~30年10月15日、②収運2社、中間2社、処分1社、③33.74t、④64,589円、摂津市:①30年10月5日~30年10月11日、②収運2社、中間1社、処分1社、③51.79t、④90,232円、枚方市:①30年11月12日~30年11月26日、②収運2社、中間2社、処分1社、③110.84t、④157,645円

2. 台風21号・24号災害廃棄物処理の状況(概要)

平成 30 年 10 月 5 日：本協会災害対策本部会議及び東大阪支部説明会開催：11 社参加、同年 10 月 21 日東大阪支部対策会議開催：8 社参加。島本町（21 号）：①30 年 10 月 24 日～30 年 10 月 30 日、②収運 2 社、中間 4 社、③76.58t、④205,264 円島本町（24 号）：①30 年 1 月下旬～30 年 1 月末、②収運 2 社、中間 4 社、③約 50t（見込）、④23,000 円（見込）、枚方市：①30 年 1 月下旬～2 月初旬、②収運 2、中間 1 社、処分 1 社、③約 150t、④150,000 円（見込）

別表2 災害対策協会本部・連絡先及び現地本部の組織

協会災害対策本部

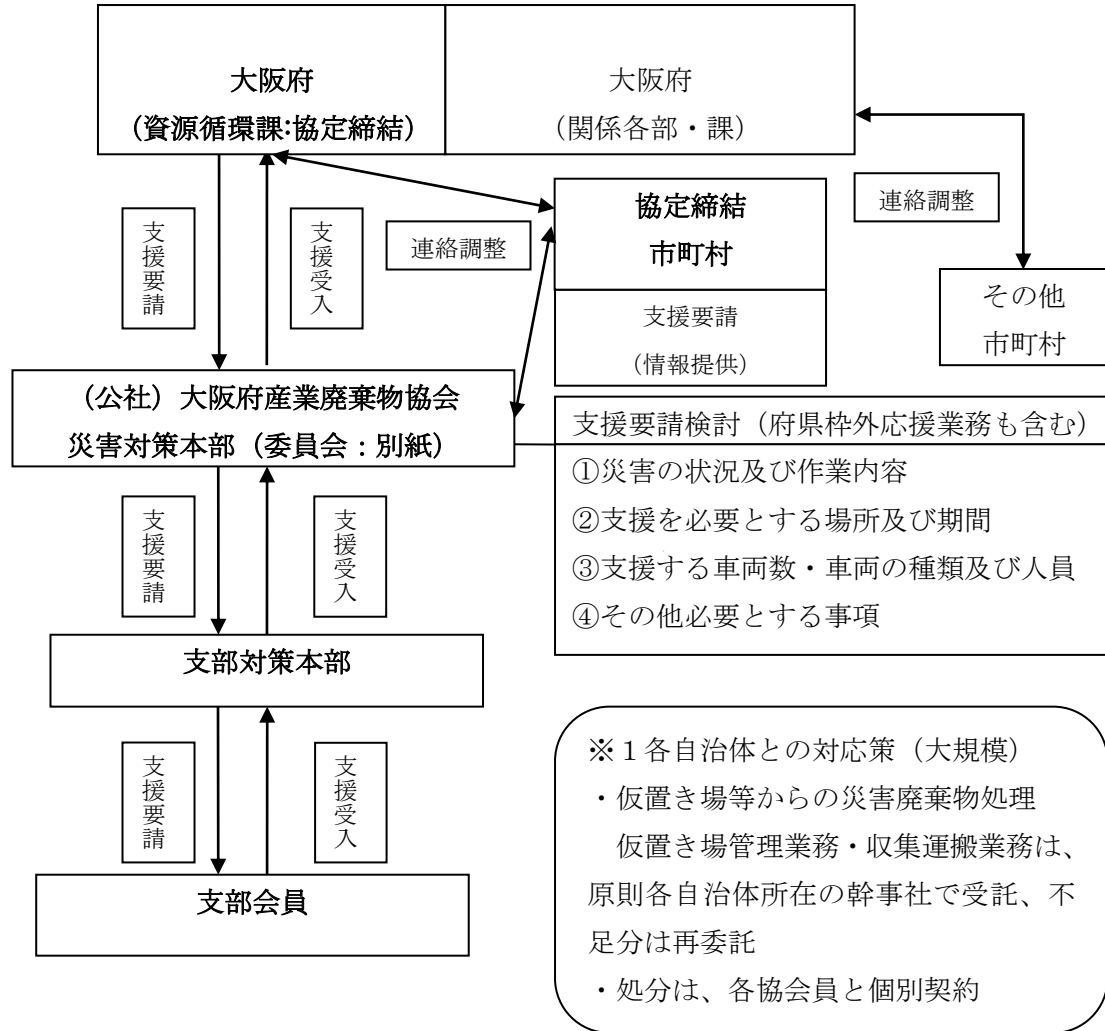
<p>協会本部長 会長:片瀬 昭人 Tel: [REDACTED] Fax: [REDACTED] Email: [REDACTED]</p>	<p>協会副本部長 副会長:浜野 廣美 Tel: [REDACTED] [REDACTED] Email: [REDACTED] 副会長:白坂 悦夫 Tel: [REDACTED] [REDACTED] Email: [REDACTED] 副会長:井出 保 Tel: [REDACTED] [REDACTED] Email: [REDACTED]</p>	<p>① 関係行政庁、 関係団体との情報交換 ② 現地本部への指示伝達 ③ 現地本部と他支部間の調整</p>
<p>本部員(別表5 : 役員名簿) Fax 06-6942-5314 Tel:06-6943-4017 専務理事 松田 裕雄 Tel: [REDACTED] 携帯: [REDACTED] Email: hiroom0423@o-sanpai.or.jp</p>		<p>① 会員事業所の 被害状況の把握 ② その他必要な業務</p>

<p>事務局 TEL 06-6943-4017 FAX 06-6942-5314 次長 龍野 浩一 ([REDACTED]) Email: ma.e-k.tatsuno@o-sanpai.or.jp 主任 福原 睦美 ([REDACTED]) Email: m.fukuhara@o-sanpai.or.jp 主任 辻岡 昌子 ([REDACTED]) Email: tsujioka@o-sanpai.or.jp</p>

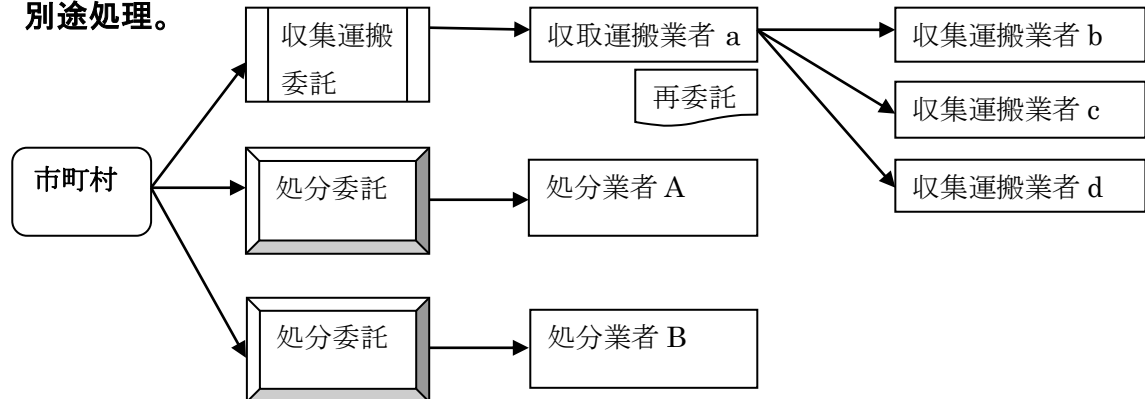
支部災害対策本部

<p>・現地本部の指示を受けた場合は、支部会員より災害廃棄物処理の支援可能な人員、機材、重機等の把握を行い本部に報告。 ・具体的な協力支援要請を会員事業所に連絡、支援活動実施 ・支部会員の被害状況を把握し、協会本部に連絡</p>			
<p>(大阪支部) 長 福部 忠 幹事 高島浩司 幹事 田中公治 幹事 谷 正剛 幹事 鴻池忠彦 幹事 幹事</p>	<p>(北大阪支部) 長 濱田篤介 幹事 塩見頼彦 幹事</p>	<p>(東大阪支部) 長 樋口かこの 幹事 矢野裕二 幹事 幹事</p>	<p>(南大阪支部) 長 下田守彦 幹事 河野俊二 幹事 國中賢一 幹事 中條寿一 幹事</p>

災害対策に係る連絡体制表



※2 家電4品目は、
別途処理。



I 大阪府北部地震災害廃棄物処理の状況

自治体名	府協定による 依頼文日付	支部名	実施会員数	処理見込	契約期間	契約の概要	作業 実施期間	契約金額(円) (消費税込)	処分実績(t) フェニックス分除 く	決算額(円)	備考	事務経費 決算額(円)
高槻市	30.7.20	北大阪	収運2社	約70m ³	30.7.24～ 30.7.31	収運のみ	30.7.25	806,112 (上限)	30.55	435,909	完了	19,220
茨木市	30.8.7	北大阪	収運8社 中間2社 処分1社	約2,000～ 2300t (当初見込)	30.8.20～ 31.3.31	収運・中間・処 分・仮置場管理	30.8.20～ 31.3.29	44,448,607 (当初上限)	4432.71	156,909,274	完了	6,811,959
豊中市	30.8.14	北大阪	収運2社 中間2社 処分1社	約70t	30.9.25～ 30.10.15	収運・中間・処分	30.10.9～ 30.10.12	2,126,294 (上限)	33.74	1,502,449	完了	64,569
摂津市	30.8.31	北大阪	収運2社 中間1社 処分1社	約60t	30.10.1～ 30.10.12	収運・中間・処分	30.10.5～ 30.10.11	2,444,854 (上限)	51.79	2,065,301	完了	90,232
枚方市	30.9.21	東大阪	収運2社 中間2社 処分1社	約140t	30.11.5～ 30.11.30	収運・中間・処分	30.11.12～ 30.11.15 30.11.26	3,754,270 (上限)	110.84	3,665,435	完了	157,645

※1. 平成30年7月12日:近畿地方環境事務所主催の被災自治体向け補助金の説明会。箕面市は、相談した結果、地元業者で処理。吹田市は、情報なし。計 7,143,625

※2. 平成30年8月10日北大阪支部説明会・8月21日北大阪市部本部対策会議(茨木市分) ※3. 平成30年10月5日東大阪支部説明会・10月21日東大阪市部本部対策会議(枚方市分)

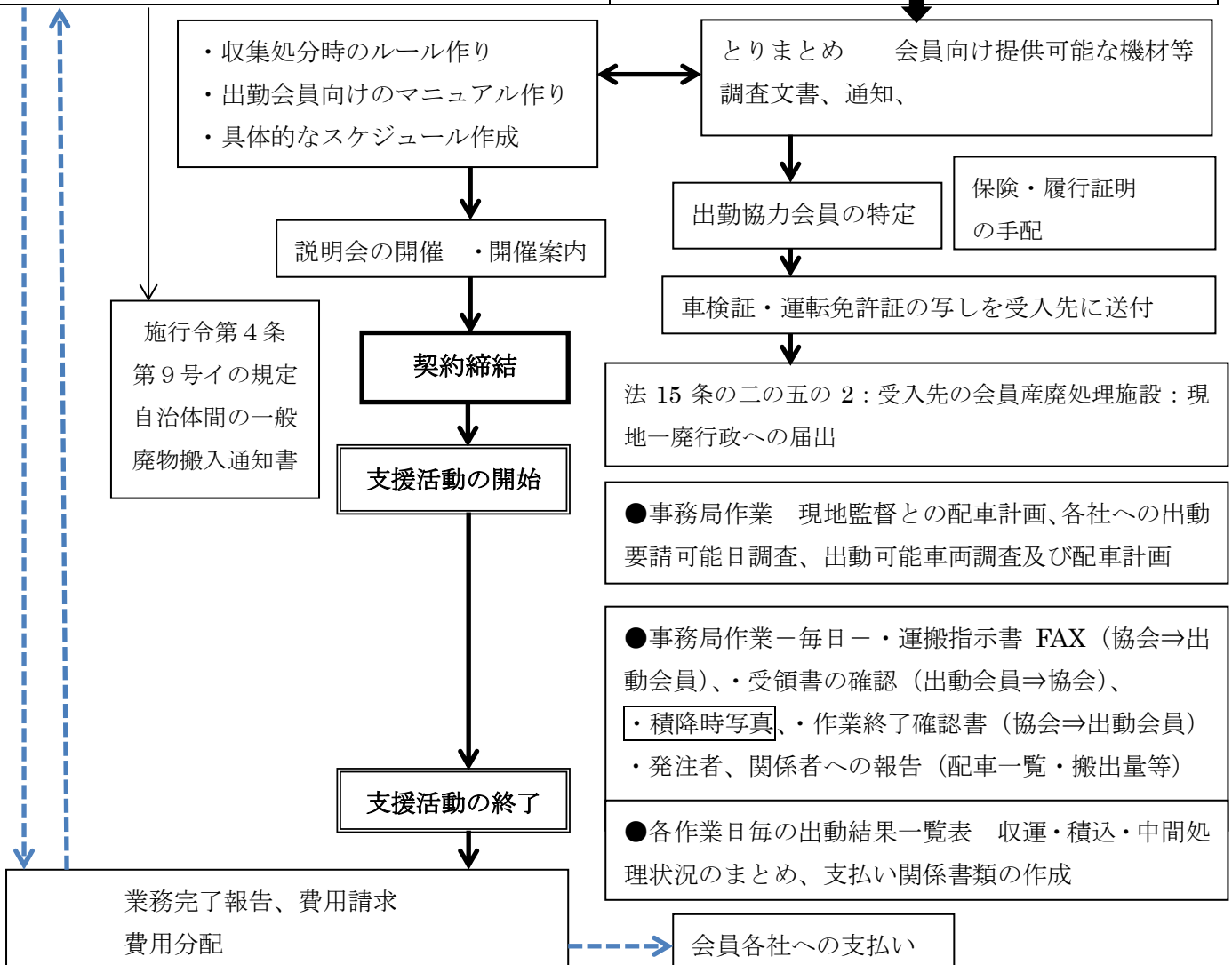
II 台風21号・24号災害廃棄物処理の状況

自治体名	府協定による 依頼文日付	支部名	実施会員数	処理見込	契約期間	契約の概要	作業 実施期間	契約金額(円) (消費税込)	処分実績(t) フェニックス分除 く	決算額(円)	備考	事務経費 決算見込(円)
岸和田市	30.9.21 解消:30.10.29	南大阪	—	約2,400ト ン	—	収運・中間・処 分・仮置場管理	—	—	—	—	地元関係業者実施	
泉南市	情報提供のみ	南大阪	—	約1,230t	—	中間・処分	—	—	—	—	地元関係業者実施	
島本町 (21・24 号)	30.10.9	北大阪	収運2社 中間4社	約200m ³	30.10.23～ 30.11.30	収運 中間	30.10.24～ 30.10.30	5,968,184 (上限)	76.58	4,701,507	完了	205,264
摂津市	30.12.7	北大阪	収運2社 埋立1社	約60t	31.1.16～ 31.1.31	収運・処分	31.1.23～ 31.1.25	2,735,330 (上限)	81.76	2,772,368	完了	120,577
枚方市	31.1.6	東大阪	収運2社 中間処理2社 処分1社	約150t	31.2.19～ 31.3.29	収集運搬 中間処理 処分	31.2.23～ 31.2.27	6,533,994 (上限)	57.18	2,552,465	完了	107,770

計 433,611

大阪北部地震（平成 30 年 6 月 18 日発生）災害廃棄物処理支援活動の手順

発注者（市町村）	（公社）大阪府産業資源循環協会
<p>I 支援内容の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の品目・量 ・必要な人材（積込要員・現場監督等） ・必要な機材（車両、重機等） ・処分方法（中間処理、最終処分） ・作業期間（開始、終了の目途） ・必要経費の計算（備品、事務用品等） ・料金（収運・中間処理・最終処分・人・事務費） <p>※仮置場の整備（レイアウト、搬入路の整備、飛散防止…鉄板・砂利を敷く？）</p> <p>予算の確保 契約書（随意契約・単価契約）合議</p>	<p>◎災害廃棄物処理＝一般廃棄物としての処理</p> <p>不燃物混合物(瓦等)、コンクリート系混合物(ブロック・石材等)、土砂系混合物（土嚢等）</p> <p>仮置き場：貼付け監督</p> <p>重機の手配（2 日以上の場合、特定建設機械実施届：各市町村）</p> <p>再生利用先（破砕・選別等産廃中間処理施設）、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス：公共最終処分場）、民間最終処分場への受入条件等の問合せ、見積書の作成と提出</p> <p>時期・作業量・期間（見込み）を設定</p>
<p>II 契約について 府からの協力要請書</p> <p>当事者の確定、委託契約書・提出資料（計量票、レシート等）</p>	（大阪府担当課・市町村担当との協議）
<p>III 各種報告書の提出先や頻度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 日の出勤状況一覧 ・積載量（運搬量、処分量） 	平成 29 年実施分会員向け資機材調査の結果に基づく支部会員への協力可否調査：FAX で実施



(公社)大阪府産業資源循環協会の災害廃棄物処理手数料の妥当性について

大阪府との「地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づいて、平成30年6月18日発生の大阪北部地震及び平成30年9月の台風21号等の災害廃棄物処理を、複数の府下被災自治体と本協会及び本協会会員企業の間において随意契約により実施した。その際の本協会事務手数料5%の妥当性について、本協会としての考え方は、次のとおりである。

1. 大阪北部地震及び台風21号の災害廃棄物処理について、阪神大震災、東日本大震災、熊本地震などの大規模な災害規模ではなく、地方自治体の判断により通常起こり得るやや大きめの規模の災害としての措置が求められたところである。
本協会としては、近隣府県における産廃協会による同規模の災害廃棄物処理の例を探したところ、(公社)京都府産業廃棄物協会（以下、「京都府協会」という。）において、平成28年、平成29年に実施された台風による災害廃棄物処理の実例があるとのことであった。
2. 本協会は、平成29年11月に京都府と京都府協会との「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、舞鶴市と京都府協会との間で実施された台風21号災害廃棄物処理委託の随意契約書をはじめ一件書類を取り寄せて検討した結果、採用することとした。
3. 京都府協会によると、過去の産業廃棄物処理業者にかかわった全国の災害廃棄物処理において、下請け・孫請けなどの関係が生じ、特に費用面で透明性がなく不満が出たことを考慮し、契約書に会員企業を連名で記載するほか、単価契約方式を採用した。京都府協会の事務手数料も舞鶴市との交渉の結果で5%と定められたとのことであった。
4. 本協会としては、京都府協会において、契約書による手続き面や経費面で不満が出ななかったこと、公平さが確保されたことを確認したうえで、協会の5%の事務手数料についても、そのまま採用することとした。なお、本協会理事会において、各会員企業等の処理量の実績値とともに各会員企業への支払い費用額も提示し、承認を得たところであり、5%手数料は適当であったと考えている。